

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十二第

行發日一月六年五十正大

論叢

資本利子税の缺點……………法學博士 神戸 正雄

海運同盟の排他的手
に對する北米合衆國の政策 敎授 小島昌太郎

岡山藩の税制……………敎授 黒正 巖

新經濟政策とロシア勞働立法 敎授 末川 博

チャアルス・ホールの政策論……………敎授 堀 經夫

時論

英國の總同盟罷業……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

長野縣下に於ける地割の慣行……………經濟學博士 本庄榮治郎

雜錄

世事蘆體觀……………法學博士 財部 靜治

獨逸に於ける宗教統計……………經濟學士 中川與之助

法令

營業收益税法・資本利子税法・相続税法中改正

附錄

本誌第二十二卷總目錄

チヤアルス・ホールの思想 (下)

堀 經 夫

第二節 政 策 論

第一、私有財産の検討 『昔も今も、權力の本源、基礎、及び本質をなすものは富であるといふこと、言ひ換へれば、それ自身權力を構成するものが富であるといふことに變りはない。』¹⁾ 然れども富は、それが少數人の手に集積されて甫めて、權力の本源たり基礎たり又本質たるの實を現はすのである。仍で吾々は、ホールの政策論を觀る前に、是非とも富の集積の前提たる私有財産制度に對する彼れの意見を知つて置かなければならない。

ホールは、モンテスキウやロバートソンやステewart²⁾等の意見に従つて、種族土地共産の時代より、他民族侵略以後の土地分領時代への経過を述べ、然る後に『侵略者の數は確め難いが、併しそれはどうであつたにしても、それは土着民に比すれば少數であつたらう。爰に吾々は、今日に於けると同じ程度の、財産の不平等状態が直ちに確立されたのを見る、』³⁾といひ、其後多少の變遷はあつたにしても、それは大體『歐洲の大抵の國に於ける現在の財産制度の根底をなす、』⁴⁾と論じてゐる。

1) Hall, Effects of Civilisation. 1820. p. 51.
 2) Dr. Robertson, Dr. Gilbert Stewart.
 3) Hall, *ibid.*, pp. 52-54.
 4) *Ibid.*, p. 55.

更らにホールは、他民族による侵略の無かつた所、例へば北アメリカや韃靼 (Tartary) 等に於て、土地共産制度が何故私有制度になつたかといふことに就いて、それは恐らく『數名の勇敢なる先覺者が起つて、(土地の) 或る部分を自分達のものとして占取し、そして他の者が彼等の行爲を眞似た、』⁶⁾といふ事情に、其の起源を發したのであらう、と推斷してゐる。⁷⁾

かくの如く土地の私有については、二つの起源が考へらるゝのであるが、ホールは、或は侵略により或は占取によつて、土地が腕力強きもの、獨占に歸したることを以て、甚しき不正義なりとなし、かのスペンスやオグルヴィ (W. Ogilvie) やヘイン等に共通なる自然權の思想よりして、『何人と雖も、彼れ自身及び彼れの家族に生活必需品を給するに十分なるだけの土地の分量に對する外は、土地の如何なる部分に對しても排他的權利を有つことは、當然に出來ない、』⁸⁾と論じ、然る後に、不平等なる財産所有制度を辯護せる諸學者の主張に反駁を加へてゐる。

先づ第一は、パーレイがその著『道德哲學』の中に書いて居る財産不平等是認論の根據の一つであつて、それをホールの言葉でいへば、『財産の不平等は、社會の或る法規又は法律より、即ち社會の必然的なる又は自生的なる作用より、生起したといふ假定』⁹⁾である。之に對してホールは、斯説は歴史的事實に反すといふ理由で、攻撃を加へてゐる。蓋し彼れの考によれば、前にも述べたる如く、土地の私有は、腕力のある者が『任意に且つ暴力的に』¹⁰⁾土地を強奪して、之を少數人の間に分割したことに由來するのであつて、之は決して社會の必然的作用の結果ではないからである。¹¹⁾

5) 譯者補入

6) *Ibid.*, p. 57.

7) 更らに詳しくは、*Ibid.*, pp. 57-58 を看よ、

8) *Ibid.*, p. 58.

9) *Ibid.*, p. 63.

10) arbitrarily and violently

11) cf. *ibid.*, pp. 63-64.

第二は、前記のパーレイやヒューム等の主張であつて、それは、『若し財産が勞働と勤勉とに對する報酬として獲得され又提供されてはならない、といふことになる、人々は努力に對する刺戟を失ふから懶惰となり不活動になる』¹²⁾といふのである。これに對してホールは、かゝる議論は現實の事實に正反對である、と難詰を加へてゐる。その理由は、『各種の財が既に分け取られて、特定人の所有に歸して仕舞つて居り、且つ諸々の法律によつて彼等に確かり保證されて居るため、多數人によつて取得さるべく提供さるゝところの賞品は、謂はゞ僥倖によつて獲られる』¹³⁾のであつて、『自分自身の何等かの努力によつて其の幸運を拓く機會を有つ人は、千人中に一人の割にすぎない、』¹⁴⁾といふのが今日の實狀である。然るにそれを知りつゝ、財産の不平等をもつて勤勉に對する刺戟なりと言ふは、甚しき矛盾撞着である、といふのである。寧ろ『之に反して、各人が彼れの分前地を有つてゐたとすれば、彼れの諸欲望と諸必要とは、おのづから彼を驅つて、……その土地を勤勉に耕さしむるであらう』¹⁵⁾

かくの如く、ホールにとつては、以上の兩説は土地財産の不平等所有を理由づけるには不十分であつた。彼によれば、不平等なる土地財産の起源を説明するものは、腕力説のみであつて、之を他の諸原則によつて理由づけんとする凡ての試みは、畢竟無意味となる。

而して若し吾々がホールの推論を更らに辿つて行くならば、吾々は、彼が土地所有の不平等をそれ自體として論じてゐるばかりでなく、(一)他のあらゆる財産即ち動産の所有に於ける不平等は、其の源を土地財産の不平等等てふ事實に發して居るといふこと、及び(二)或る見地よりすれば、

12) *Ibid.*, p. 59.13) 14) & 15) *Ibid.*, p. 60.

商人や製造業者の如く動産たる富を多く所有して居る者も、實は土地財産の所有者に等しい資格を有つてゐるものと看做され得る、といふことを、説いて居るのに氣付くであらう。

第一の點、即ち動産所有の不平等は土地所有の不平等に起因す、このホルルの説は、製造業及び商業の起源に關する彼れの説明(本稿第一節第四參照)より直ちに推知し得るであらうから、爰にはその紹介を省くこととする。

次に第二の點、即ち商人や製造業者にして動産としての富を多く所有する者は、或る意味に於て土地の所有者である、このホルルの主張である。彼は、前述の如く、大地主が同時に莫大なる動産の所有者となるに至れる徑路については、説明を加へてゐるが、併し土地を直接に所有せざる資本家階級そのもの、發生については、殆ど言を費すことなくして、直ちに、逆に、土地を所有せざる資本家を以て、地主に等しき性質を有するものと、看做して居るのである。茲に論述に一つの間隙があることは見逃し得ないところであるが、併し吾々も之を飛び越してホルルの資本家即地主の論に移ることとする。彼れの推論は大體次に述ぶる通りである。

『商人(及び製造業者)¹⁶⁾をして貧民の勞働の生産物の一部を分け取ることを得せしむる手段は、彼等の資本である。』而してこの資本の實質をなすものは、原料品であると勞働者の生活必需品であるを問はず、詰るところ土地の生産物である。だから資本家は、土地の生産物を所有して居るわけであつて、そはやがて、彼等が資本金額に相當するだけの土地生産物に對して請求權をもつてゐることを、意味するのである。¹⁷⁾果して然らば、資本家なるものは、畢竟事實上の土

16) 譯者補入
17) cf. *ibid.*, pp. 70-71.

地所有者若くはその代理人と看做さしても宜いわけである。その故にこそ、彼等は、「地主の如く、生活必需品の一定量を勝手に支配し且つ處分し、それを（貧民に）¹⁸⁾與へたり或は拒絶したりすることが出来るのである」¹⁹⁾。

以上述べ來つたところにより、吾々は、第一に、ホールが土地財産の起源を腕力説に求めたること、第二に、彼が動産の不平等なる分配を土地財産の不平等所有に歸因せしめたること、及び第三に、あらゆる富者の有する權力を、貧民勞働者の生活必需品の所有に、従つて其の産源たる土地の所有に本づくものと看做したること等を、知ることが出來た。而して彼によれば、文明國に於ける大多數の人民の貧窮は、實に此等の諸事情が齎らす結果でなくてはならない。仍で吾々は、愈々社會政策乃至社會改造に對する彼れの提案若くは意見を觀るの順序に立ち至つた譯であるが、私は之を分つて、(一)應急の救済策、(二)平等促進の實際政策、(三)最も幸福なる状態、の三項目となし、以下順次にその説明をなすであらう。

第二、應急の救済策

ホールの政策的主張の最も根本をなすものは、國民の生活必需品の増産と其の分配の公平といふことであつた。併し乍らホールは、彼れの生きてゐた時代に英國が屢々惱まされた所の食物の缺乏といふ現實の問題に對しては、彼れの根本政策即ち「豫防的方法」(Preventive method)が採らるゝに先だつて、應急的なる手段が講ぜられなければならないことを、看過しなかつた。だから彼は、第十八世紀の末より第十九世紀の始めにかけて、英國が採用せし又は採用せんとせし種々なる食糧政策を擧げて、夫々に吟味を加へてゐるのである。²⁰⁾

18) 譯者補入

19) *Ibid.*, p. 72.

20) *cf. ibid.*, section XXXIV.

其の第一は、食糧品の缺乏を軽減せんとする方法であつて、それは、(一)積極的に穀物量の増加を圖るものと、(二)消極的に既存の穀物の節用を奨むるものとに分れ、而して(一)の方法は、更らに、イ)外國よりの穀物輸入と、(ロ)共有地の開墾との二つになる。ホールが主として吟味したのは、(一)の(ロ)と(二)とである。

(一)の(ロ)、即ち食糧缺乏の際に共有地を新たに開墾するといふ方法については、ホールは、之を共有の原野と共有の森林地、沼澤地とに分つて考へて居る。共有の原野は當時多く牧畜のために使用されてゐたが、彼れの考によれば、それは圍込^{エンクロウジニア}みがなされた後でなければ、假ひ之を農耕に使つても、穀物の増産を望むことは出来ないといふのである。次に共有の森林や沼澤地には、少しの勞資で多くの穀物を産出し得るものと、多大の勞資を投じなければ結果の擧らないものが在るが、前者は穀物缺乏の際に直ちに開墾耕作さるべきである、併し後者は、『良い土地が出来得る限り完全に耕された後でなければ、』貴重な勞働を之に加へることは、甚だ不利益である、とホールは論じてゐる。^{○21)}

(二)の方法、即ち穀物の節用については、ホールは次の如き二條件を擧げてゐる。

- (a) 節食は富者のみが實行し得る又實行すべきである。何故なれば貧民は節すべき何物をも有たないから。^{○24)}
- (b) パンの節用よりも、寧ろ牛肉、羊肉、豚肉、魚類、チーズ、バター等の節用をしなければ、食糧品の缺乏を軽減することは出来ぬ。何故といふに、富者が節約し得るパンは、他の

21) 英國の共有原野は、當時既に、その大部分が enclose されてゐたが、それでもなほ、Gloucestershire, Oxfordshire, Leicestershire, Lincolnshire, Northamptonshire, Warwickshire 等には、廣大なる common fields が残つて居た、とホールは言つてゐる。cf. *ibid.*, p. 244.

22) 例へば Devonshire や Cornwall にそれがある。cf. *ibid.*, p. 245.

23) cf. *ibid.*, pp. 245-247.

24) cf. *ibid.*, p. 235. Hammond, *The Village Labourer* (19) によれば、英國に於て 1795 年頃に Diet Reform の運動が起つたが、それは貧民に難きを強ふるものであつたため、失敗に歸したといふことである。

諸物の節約に比すれば殆ど無に等しい、といつても良いからである。²⁵⁾

ホールは、第一の食糧政策について大略右の如き批判を加へたる後に、之に附言して曰く、かゝる方法は、『それが實行された限りに於ては、確かに貧民の困窮の眞の緩和ではあつた。併し悲しい哉！そは緩和以上には出でなかつた。』²⁶⁾

當時英國で採用し又は採用せんとした食糧政策の第二は、穀物の強制廉賣と貧民救助とである。然し此等の方法に對して、ホールは、それが徒らに農業者（地主より土地を借りて、農業労働者をしてそれを耕作せしむるところの農業企業者といふ）のみを苦しめる結果となることを理由として、反對意見をもつてゐた。²⁷⁾

而して彼れの考によれば、食糧品が缺乏せる際には、丁度航海中の船で食糧が足らなくなつた時に船長が食物の不十分なる限量を船員に與へて強制的にそれだけで満足せしむるよう、國民一般に或る限量の食物を配給するの外ないのである。その際に『一國內の穀物の存在量を或る手段で知ることが出来れば——船の上ではそれが出来る——、配給量をより正確に定め得るわけであるが、併し吾々の凡てが知つて居る如く、それは知り得られないから、最良の手段は價格を目安としてそれを推知するといふやりかたである……』²⁸⁾

之を要するに、ホールは、一八〇〇年を中心にしてその前後に英國で企てられたる食糧問題に對する救済策は、應急手當として夫々何等かの効果があつたことを、認めないのではないが、併し彼が此等を以て満足し得なかつたことは、言ふまでもない。然らば彼は、文明國の痼疾たる貧

25) cf. *ibid.*, pp. 235-238.

26) *Ibid.*, p. 238.

27) cf. *ibid.*, pp. 239-240.

28) *Ibid.*, pp. 242-243.

の發病を豫防すべく、如何なる實際的提案をなしたか、次の問題である。

第三、平等促進の實際政策 「昔の醫者が、身體上の總ての變化は、假ひそが回復であつても、漸次的でなければならぬ、と言つて居る。私は、政治的構造については這の同じ注意がより一層必要であらう、と思ふ。急いで無分別に強ひ薬を用ふと、大困亂と又時としては癡癡さへもが、身體及び政治的構造の兩者の中に發生し易い。」²⁹⁾かくの如くホールは、世の改造については一應漸進主義を主張した。併し彼は「注意して巧みに投じさへすれば、強い薬でも常に身體を害するとは限らないことが、經驗によつて確かめらるゝが故に、彼が「文明社會の病氣を癒すべく提供する薬は強力であるし、又この場合には強力であることを必要とするであらう」が、併しそれは決して「危険なものではない」から、それを適用しても差支なきことを主張しつゝ、必ずしも常に漸進主義を採らなければならない必要のないことを、明かにしてゐる。³⁰⁾

然らばその投薬者は誰であるべきかといふに、ホールによれば、貧民階級に屬する者は「恐らく冷靜であり且つ中庸を得ることが出來ないであらうし、」それかといつて公平無私なる中立の人を得ることは困難であるから、それは寧ろ「富者自身」の中から選まるべきである、といふのである。³¹⁾さて次に彼れの所謂「強い薬」の内容を見るに、それは、(一) 不平等廢止のための薬と、(二) 不平等の悪い結果を防止するための薬との二色に分れる。前者の實體は長子相續制度の廢止であり、後者のそれは奢侈的製造業の禁止若くは抑制である。

(一) 長子相續制度の廢止 ホールのこの提案は、言ふまでもなく、主として土地財産の不平等な

29) *Ibid.*, p. 215.

30) *cf. ibid.*, p. 215.

31) *cf. ibid.*, p. 216.

る所有を廢止することを目的とするものである。前述の如く、彼によれば、土地財産の不平等所有はその源を遠く封建時代に發してゐる。而して長子相續制度は、この不平等所有をその儘今日にまで相傳ふるための唯一の有力なる手段であつた。今日なほ『長子相續制度は大抵の國に於て行はれて居る』が、而もそれは『唯一人を除いた残りの總ての子供たちを屢々乞食ならしむるの慣習であつて、もしも親が子供の總てに對して等しい愛情を有つてゐるならば、この慣習は、第二子以下の子供の苦情の因であると同じ程度に、親自身の苦惱の種でもある。』³²⁾長子相續制度の缺點をかく叙し來つて、ホールは更らに、この制度は、一つの家族を恰も一君主國の縮圖の如く看做して、家の土地財産の相續によつて始めて家長の無上權が保持さるゝかに想定せること³³⁾から起つたのであつて、社會の利益を害する是より甚しきはなし、と論斷して居る。

(二) 奢侈的製造業の禁止又は抑制 上記の長子相續制度廢止の意見は、主として土地財産に關するものであるが、この第二の提案は、動産の不平等なる所有を廢絶せしめることをその目的とする。前述の如く、富者は、富といふ勞働支配權を利用して、其の奢侈的欲望を充たすために、農業より勞働を引去つて之を商工業に赴かしめる、といふのがホールの見方である。だから彼が、富の不平等より生ずるこの悪い結果を除去して、國民の生活資料の生産に勞働を歸らしめんがために、奢侈的製造業の禁止又は抑制を主張したのは、當然の歸結である。然らばその方法は如何といふに、一は『法律によつて此等の奢侈的製造業を禁止する。』³⁴⁾といふのであつて、他は『それ等に重税を課して其の生産を阻害する。』³⁴⁾といふのである。彼は此等の方法のうち何れを探るも可

32) *Ibid.*, p. 217.33) cf. *ibid.*, pp. 217-218.34) & 35) *Ibid.*, p. 218.

なりと考へたが、彼れの主張せるところによれば、此等は左の四つの持長を有つてゐる。即ちそれは、第一に『安全であり、平和的であり、且つ立憲的である。』第二に『必要に應じて徐々なる程度に採用されることが出来る。』更らに第三に『富める人の欲望の充足を少しも減少することなしに、例へば、彼等がこれまで使用してゐた贅澤な深い低い椅子の代りに實用的な浅い高い椅子を用ふるようになったとしても、座るといふ欲望の充足は少しも減少されない、の意——掘註)、貧民の窮迫を緩和し、貧民に慰樂を持ち來すであらう。』而して最後に、總ての進歩せる科學の原理や命題が至極簡明であるように、それは『單純且つ簡短』であるから、一層救済策として切實である。³⁶⁾

ホールが提案した所の、平等促進の實際政策及び其の長所(と彼が考ふる所のもの)は凡そ以上の通りであるが、之によつて觀れば、吾々は、彼が稍々進歩せる社會政策論者に過ぎなかつたことを、知り得るのである。併し乍ら注意すべきは、ホールの案出にかゝる實際政策は斯くの如く(彼れの社會批判が可なり峻烈であるにも似ず)極めて微温的のものであつたが、彼は然しそれで満足して筆をそれ以上に進めなかつたのではない、といふことである。彼は其の著書の第三十七節以下に於て、かのゴドキン、ペイン、スペンス等と同じように、その理想とする平等社會の原則並びに其の實現の可能性に就て、叙述を試みてゐるのである。

第四、『最も幸福なる状態』³⁷⁾ 一國民の最も幸福なる状態を抽象的に言ふならば、それは各人が『活動、快樂、及び安息、若くは安易』³⁸⁾を夫々適當なる程度に有ち得るその状態を指すのであつ

36) *Ibid.*, p. 219.

37) *Ibid.*, p. 219.

38) *cf. ibid.*, p. 220.

39) "Happiest State" これは Hall の著書の Section XXXVII. の表題である。

40) action, pleasure, and rest, or ease'

て、こは既にヒューム及び其他の人が説いた通りである、とホールはいふ。⁴¹⁾ たゞ併し乍ら彼は、かく言つた直ぐその次に、ヒューム等が「此等の事柄は文明諸國の人民一般によつて(現に)享受されつゝあると考へるのは、全然誤つて居る。」⁴²⁾と附け加へざるを得なかつた。今日は少數の人々によつて「快樂と安息若くは安易」は「排他的に享受されてゐるが、併し彼等には「活動」がなく、又他の多くの人々には「骨の折れる活動」が課せられてゐるが、併し彼等には「快樂と安易」が殆どない、といふ有様になつてゐる。而して各別の人々によつて享受されてゐる「快樂と安息」並びに「活動」は、夫々適度を越えてゐる。「併し乍ら、ヒュームの擧げた此等の諸成素の(適宜なる)比例及び混合は、それを取爲す手段を受け入れるだけの智能と正義とを有つて居るならば、如何なる文明國によつても達成し得られる、と私(ホール)は思ふ。⁴³⁾」

然らば之を取爲すための原則として、ホールは如何なる提案をなしたか。

其の第一は、「各人は彼れの家族にとつて必要なだけの分量の勞働のみをなすべきであるといふこと」であり、

其の第二は、「彼は彼れの勞働の全果實を享受すべきであるといふこと」である。⁴⁴⁾

先づ第一の原則について簡單な説明を加へるであらう。各人をして其の家族の生存のために必要なだけの勞働をなさしめる、といふことは、言ひ換へれば、(一)各人に勞働を課するといふことと、(二)その勞働はマルクスの所謂必要勞働に限らるべきである(即ち各人に剩餘勞働をなさしめない)といふこととを意味する。而してこの目的を實現するためには、ホールの言つて

41) cf. *ibid.*, p. 259.

42) 譯者補入
Ibid., pp. 259-260.

43) cf. *ibid.*, p. 260.

44) 譯者補入

45) *Ibid.*, p. 261.

46) *Ibid.*, p. 261.

47) *Ibid.*, p. 261.

居るように、『一國民に屬する總ての土地の自然的所有者たる』『人民の集合體即ち國家』が、其の土地を各家族に公平に分配することを要するのみならず、『各人の總ての樂しみの根源たる彼れの土地は、不可讓たるべく、又彼は勿論それを奪はれてはならないであらう。』⁴⁸⁾

ホールのこの意見を見て、彼を土地國有論者の一人に加ふる學者がある。併しながら、彼を斯く看做すことについては、大なる疑があると思ふ。何故といふに、ホールが其の著『文明の諸影響』の第二十八節——その題名は、『財産のより平等なる状態を採用し且つ維持することは、その實行が可能なりや』といふのである——に於て述べて居る事柄は、舊約聖書の諸篇に書いてあるような、又猶太國民が其の建國の當初より五百年間以上に亘つて實行したような、又ヌバルタ人やバラゲイのデユースト教徒が試みたような、土地の平等所有制度が、英國に於ても必ずしも實行が出来なくはない、といふことを、たゞ數字的に證明する——而も彼はその實行方法については何等言及するところがない——ためのものに過ぎないのであつて、彼は決して積極的に土地の國有及び其の平等分配の實行を企圖してはゐなかつたからである。

次に第二の原則即ち勞働全收の主張は、前に述べた第一の原則と共に、ホールの『最も幸福なる状態』を實現するためには、缺くべからざるものである。蓋し、各人をして其の家族にとつて必要なるだけの勞働をなさしむるといふことは、その裏面に、各人をして其の勞働の全果實を收得せしめるといふことを、當然含意して居る筈であるし、又そうでなければ第一の原則は無意味となるであらう。尙はこの主張に對して、財産の起源を勞働と勤勉とに求むる學者の側より、それは財産の不平等を是認するものならずや、との抗議が、或は提出さるゝかも知れない。が併しホールは、既に『文明の諸影響』の第六十八頁より第六十九頁にかけて『最初の人によつて拵らへられ且つ貯へられたる動産を相續する人は、彼れ自身の手が拵らへたもので彼れ自身が消費しない

- 48) cf. *ibid.*, Section XXXVIII. pp. 277-278. なほこの節には、人口増加の際土地の再分配に就いて探るべき手段などが書かれてあるが、こゝには之を省く。
- 49) *Ibid.*, p. 267.
- 50) A. Menger. (森戸氏邦譯掲書 p. 86.), Georg Adler. (Mehrwertlehre und Bodenreform in England im 18. Jahrhundert und Charles Hall. pp. 24-25) の如し。
- 51) Deut., chap. xv., Lev., chap. xxv. Verse 10., Josh., chap. xxii. verse 8.
- 52) *Ibid.*, p. 277に於て、Hall はかの Eden の土地及び家族統計をあげて、富

ために彼が集積した所のものを、それ(相續財産)⁵³⁾に附加することが出来る。しかし後數代の人々が悉く勤勉な性質をもつといふことは、決して起り得ないから、この集積は決して著大となることが出来ない。又假ひ數代間に拵へられたる動産が、悉く或る特定の人々の手に集積されたとしても、それは大した不都合を伴はないであらう、』と言つて、相續とか遺贈とかいふ制度があつたにしろ、勞働全收權を認めることが現在の如き不平等なる財産の所有を肯定する理由にはならないことを、明かになしてゐる。而もホールの計算によれば、貧民勞働者は其の勞働時間の八分の一乃至十分の一しか自分等のために働いてゐないのであるから、若し勞働全收の權利が認めらるゝならば、貧民は、現在よりもより豊かなる生活を欲するにしても、——否欲するに相違ないが、——彼等は現在の勞働時間の四分の一乃至三分の一だけ働けば、自分自身及び其の家族にとつて十分であらう。しかのみならず、必要なる(別言すれば奢侈的ならざる)工業品の生産に用ひらるゝ機械は之を殘して置くならば、それを利用することによつて、亦幾千かの勞働時間の節約がなされ得るであらう。⁵⁴⁾

斯くて以上の二原則にして確立せられ、且つそれに必要な諸々の制度が實施せらるゝならば、爰に甫めて、嚮きに擧げた『活動、快樂、及び安息、若くは安易』の諸要素が悉く各人の生活の裡に實現さるゝようになるであらう。蓋し、第一の原則によつて、社會の各人に勞働即ち『活動』が課せらるゝと共に、而も第二の原則によつて、右の勞働は極めて輕微なものとなり、従つて各人は、彼れの活動時間の四分の三乃至三分の二を、『快樂⁵⁵⁾と安易』を享受するために使用し得

時一家族に 60 acres の土地が割當て得らるゝことを述べ、更しに p. 301. に於て、五人の一家族が 3.5 acres の土地で十分安樂に生活し得るに至るべきことを、結論して居る。

譯者註
cf. *ibid.*, p. 262.

こゝにいふ快樂の中には、學問、藝術等々の習得又は教養などが含まれて居ることは、言ふまでもない。

るに至るであらうからである、

ホールの理想郷——彼は之を『最も幸福なる状態』とも言ひ、又『中府を得たる状態』⁵⁶⁾とも名付けてゐる——はかくて出来上つた。而もそは、彼れの言ふところによれば、決して一時的のものではなくて、永久不變のものである。『市民社會の現在の状態の裡には、安定を見出すことが出来な⁵⁷⁾い。富者の最高位にある人であつても、彼れの富の所有の永續を保證し得る者はない。財産差押、強制執行、收監等、日々に起つてゐる出来事は、このことを雄辯に物語つてゐるではないか。』然るに『この中府を得た状態に於ては、或る人が有つて居るものは、他人によつて彼より奪はるゝの恐れがなく、私の物か汝の物かといふことに就ての總ての争が殆ど消失するであらう』⁵⁸⁾から、貧富の差及びそれより生ずる總ての弊害が跡を絶ち、平和が永久に持ち續けらるゝであらう。

結 社會主義思想史上に於けるホールの地位

こゝに用ひた社會主義思想史といふ言葉は、極めて廣い意味であつて、寧ろ之を反資本主義思想史と名付けた方がより適切であるが、この後の語は未だ一般に用ひられてゐないようであるから、私は已むなく前の言葉を便宜使用したのである。以下私は、右の意味に於ける英國社會主義思想史上に於けるホールの地位を、(一)彼れの時代と彼れの思想の特徴、(二)彼れの先驅者と彼れの思想の影響、の二項に要約して、述べて見たいと思ふ。

56) Medium slate. これは野蠻と文明との中間の状態を意味するのであつて、Hallの理想は——甚だ不得要領な言葉ではあるが——こゝに在つたのである。

57) *Ibid.*, p. 268.

58) *Ibid.*, p. 268.

(一) ホールの時代と彼れの思想の特徴 前にも一言注意しておいたように、ホールの『文明の諸影響』の研究の對象は、『歐洲諸國に於ける人民』ではなくて、寧ろ英國に於ける人民である、と言つた方がより、割切である。何故といふに、彼が醫者として『文明の諸影響』を自身で目撃したのは、イングランド南西部の或る町の人民の生活に及ぼしたそれであつた、といふ特殊の事實と共に、農工商に従事せる貧民労働者の悲惨なる状態、及び農業より商工業への勞働の移動等の事柄は、主として第十九世紀の始めに於ける英國——産業革命進行の途上にありし英國——の經驗せるところであつた、といふ一般的事實を吾々は擧げ得るからである。

第十八世紀の後半より第十九世紀にかけての英國に於ける産業組織の變革を、吾々は總稱して産業革命といふが、詳しく考へれば、それは農業革命と商工業革命との二つに分れる、と私は思ふ。農業革命とは、右の時代に於て行はれたる英國の最後の立法的圍込運動(英國での土地圍込運動は既に第十六世紀の頃よりあつたが、爰に問題としてゐる時代の該運動は、そが議會の協賛によつて立法的に、別言すれば國家的問題として、取扱はれたといふ點に、特色をもつて居るのである)の結果、土地が共有地制度(common or open fields system)より大地主制度になり、farmers と稱する農業企業者と農業労働者とが一般的に出現するに至つた事情を指し、而して商工業革命とは、機械の發明や、交通機關、金融制度等の發達に伴ひ、商工業に於ける大經營組織、大資本家、及び無産労働者の發生増加せる事情を總稱する。而して此等の革命に共通なる特徴は、言ふまでもなく資本主義的精神の勃興である。此等の變革が英國をして第十九世紀を通じて

世界に覇を唱へしむるに至りたる有力な原因であつたことは、周知の事實で最早説明を要しないが、併しこの覇業の裏面に幾多の犠牲があつたことを忘れてはならない。英國に於ける反資本主義思想の初期の歴史に貢献せる人々の着目點は、實にこの犠牲者達であつたのである。今こゝにそれ等の思想家の名を一々擧げる必要はないが、若しも或る標準よりして彼等を大別するとすれば、それは次の如く表はし得ると、私は思つてゐる。

(一) 主として土地の圍込運動の悪い結果に著眼して、土地制度の改革を稱へたる人々——例へばトマス・スペンス、キリアム・オグルヰイ。

(二) 佛蘭西革命の思想に影響されて社會主義的思想を發表したる人々——例へばトマス・ペイン、キリヤム・ゴトケン。

(三) 主として工業革命の悪い結果に著目して、資本主義制度に若くは個人主義經濟學に反對したる人々——例へばロバート・オウエン、及び通常リカアディアン・ソウシャリスツと名付けられて居る者。

然らばホールは右の孰れに屬するかといふに、私は、彼を(二)には屬せざるも而も(一)と(三)との中間の地位を占むるものである、と考へたい。即ち彼は、一方には土地の圍込運動の結果として農業労働者の生活が安定を失ひ且つ悲惨になつたことを事實によつて知ると共に、他方には亦工業革命の結果として工場労働者なる新しい一貧民階級に屬する者の生活が無智と貧窮に襲はれて居るといふ事實をも目撃して、茲に兩方面より觀たる新經濟組織の缺陷を感得し、そしてそれを批

判し且つ改革せんと企てた人なのである。だから彼は、第十八世紀の終りに出たスペンスやオグルヴィの如き、土地制度の改革のみを主張せる論者が、資本の問題を除外せることに對しては、攻撃を加へて居るのである。このことは、ベアア氏の著『英國社會主義史』に紹介されてあるところの、ホールとスペンスとの文通(それは、大英博物館のフランシス・プレイス蒐集稿の中に收められて居る、このことである)を見れば、明かである。今ベアア氏の前掲書の一部を譯出すれば、左の如くである。

『ホールの書物は評判が悪かつた、即ちそれを紹介又は評論する値打ありと認めたる少數の雜誌によつて、それは自家撞着の論であると評せられた。此等の評論の唯一つの結果は、それがトマス・スペンスの注意を惹いてホールを彼れの同志なりと考へしむるに至つたことである。彼(スペンス)は、彼(ホール)にその『ニウカスル講演』⁵⁹⁾及び他の小冊子を贈つて、彼れの意見を求めた。ホールは、最初はたゞ、叮嚀な平凡な挨拶を少しばかり返したゞけであつたが、併し後に屢々忌憚なき意見を求められたので、ホールは、スペンスの計劃は資本と賃労働との問題を闊却してゐるから値打が少い、と言つて遣つた。又、資本金制度は甚だ複雑してゐて且つ甚だ有害なる組織であるから、それは補綴し得るものではない、それは全然廢止されなければならない、といふ意味のことをも書いた』⁶⁰⁾

是れに由ても明かなる如く、ホールは、スペンスの主張したような土地公有論は楯の半面をし、か見てゐないものであつて、到底不満足たるを免れない、尙ほ楯の他の半面たる商工業革命が齎

59) Monthly Review, 1806. Vol. 51., Monthly Magazine, May, 1807.

60) 1775年11月8日になされた講演で、土地の公有を主張したる最も古き文獻の一つである。その邦譯は、大正十四年一月號の「我等」(森戸氏譯)に載つてゐる。

61) Beer, M., A History of British Socialism. Vol. I. p. 131.

らした所の資本に對する賃労働の隷屬關係をも、廢止せしめなければならぬ、と考へてゐたのである。然し乍ら亦ホールは、土地問題にも非常な重要性を認めてゐたのであつて、この點に於ては、彼は前に(三)として擧げたところの、彼れ以後の反資本主義思想家達——彼等は主として資本と賃労働若くは利潤と勞賃との問題を取扱つた——とも、思想上に可なりの選庭があるのである。

是れ私が、ホールを上述の如く(一)と(三)との中間に位する思想家なり、といふ所以である。たゞ吾々の注意しなければならない點は、前にも述べたように、彼は、(一)土地に關しては長子相續制度の廢止を、(二)資本に關しては法律又は租税による奢侈的製造業の禁止若くは抑制を提唱して、産業革命の結果發生したる經濟組織を改革せんと企てたのであるが、而も此等の政策の根本には、農業を以て一國の最も重要な産業であると看做さんとするの傾向否主張が著明であり、且つ彼れの理想郷たる「中府を得たる状態」は、野蠻と文明との中間に位するものであつて、其處では土地の國有及びその平等分配が實行さるゝことが想像されてゐる、等のことを考へ併せるならば、彼は(一)と(三)との中間に位しつゝも尙ほ(一)により、近き思想家であつた、と言はなければならぬ、といふことである。『英國土地改革説の歴史』なる著書に於て、ニイフウウスが、『ホールを農業社會主義者即ち狹義に於ける土地改革論者である』となすアントン・メンガアやゲオルグ・アドラア等の説を正しくない、と主張しつゝも、尙ほホールを廣義に於ける英國土地改革論者の一人に加へて、一欸を彼れの思想の紹介に獻げて居る理由は、蓋しこゝに在るのであらう。

なほホールが、(二)の部類例へばゴドキンやペインの如く佛蘭西革命に直接影響せられた思想家に属しないことは、『文明の諸影響』の中に同革命及び其の主義主張に關して彼が筆を染めてゐないこと、並びに第十九世紀に入りてより後は、詳しく言へば一七九七年頃を境としてその以後は、英國に於てはフランス革命の主義が反動主義によつて壓倒されて仕舞つたといふこと、等の事情より考へて、殆ど誤りなく結論し得られると思ふ。が併し、このことは、ゴドキンやペインの思想がホールに影響したかどうかの問題とは、直接に關係がないことは、言ふまでもない。

(二) ホールの先驅者とホールの思想の影響 ホールが『文明の諸影響』を書く際に、前述のスペンス、オグレヰイ、ペイン、ゴドキン等の諸著作を知つてゐたかどうかには就ては、未だ定説がない。而して私も、こゝにその穿鑿をするに十分なるだけの材料を、得ることが出来ない。(若しこの點に就ての未定説を研究せんとするならば、メンガア著『全勞働收益權史論』の英譯本にフオクスウェル教授が加へたる序文『社會主義に於けるイギリス學派』や、ベア著『英國社會主義史』第一卷等が、尠からず參考になるであらう。)であるから、私は、ホールが知つてゐたと否とに拘らず、彼れの思想の先驅をなすと考へらるゝものについて、上記の諸思想の中の一二とホールとの思想上の關係を、以下に於て少しく指摘して見たいと思ふ。

フオクスウェル教授は、ホールはゴドキンよりもペインにより近い、と述べて居らるゝ。⁶³⁾而してこの説は或る程度まで正しい。何故なれば、前にも述べたる如く(本稿第一節第一參照)、議論の出發點に於て、ホールとペインとの考へ方には或る共通要素があるに反し、『ホールは、ゴドキ

63) 前掲書邦譯 pp 362—370 參照、

64) ことことは、ベア氏も之を認めてゐる。cf. Beer, *ibid.*, p. 127.

ンとその友人たちがあの様な熱誠を以て慶賀した所のアメリカの自由の虚妄を看做することが出来た』⁽⁶⁵⁾『文明の諸影響』の第三十六節『アメリカ諸州の勃興しつゝある貴族主義に就て』に於て、ホールは貴族といふ名稱を有たざる富豪貴族がアメリカを支配しつゝあることを論じ、それに非難を加へてゐる——といふ點に於て、兩者には著しき相違があるからである。然し乍ら私は、ホールとゴドキンとの思想關係には、必ずしも切斷のみでなく、或る程度の連絡若くは近似點が在ることを、フオクスウエル教授が擧げられたものとは違つた理由で、論證し得ると思ふ。その理由といふのは、私有財産に關する諸家の説に對する反駁の仕方、及び奢侈を非難する態度に於て、ホールとゴドキンとが非常に似て居ることを指すのである。今こゝに其の詳しい説明は之を差控へるが、例へば、ゴドキンが、其の著『政治上の正義』(一七九三年)の最終篇『財産論』の第三章に於て、マンガ非ルやヒューム等の奢侈必要論に加へて居る反駁論——尤もゴドキンは、彼れの所謂正義の觀念を規準にして奢侈に反對するのであつて、前述の如くホールが富者の富による勞働支配權に反對するために奢侈を攻撃したのと、多少その間に趣を異にするものがあるが、併しホールが、何人も彼れ自身及び彼れの家族に生活必需品を供給するに十分なるだけより以上に土地を有つ權利はない、と言つたことなどを思ひ併せて見れば、結局、奢侈に對するホールの考へ方は、ゴドキンのそれと大差なきものゝ如く考へられる——や、又彼が、同篇の第四章に於て、私有財産制度なくば人間は懶惰になるであらう、といふ説に加へて居る反對論を仔細に讀め

65) Foxwell 前掲書、森戸氏譯 (pp. 362-363) による。

は、ゴドキンとホールとの思想關係に或る程度の連絡ありとする私の臆斷が必ずしも不當でないことが、明かになるであらう。⁽⁶⁶⁾

なほスペンスとホールとの思想關係に就ては、前に私がホールの思想の特徴を述べた際に説明せしことの外に贅言を費す必要はないと思ふから、こゝには之を省くこととする。

それで私は、最後に、ホールの思想の影響を述べて筆を擱こうと思ふが、この點については、次の二つの事柄を記述すれば足る。

第一は、前にも述べたように、ホールの書物は賣行が極めて悪くて、例へばかのゴドキンの『政治上の正義』の如く、當時の思想界を風靡するといつたようなことが、全く傳へられてゐない。フォクスウェル教授曰く、『彼れの本はその流布が極めて狭い。そして私的の範圍に限られてゐたために、官權によつて注意せられなかつたようだ。そうでなかつたら、それは吃度禁止せられたであらう。』⁽⁶⁷⁾又私は、本稿の序の中で、『文明の諸影響』の第二版(一八二〇年)のことを附記したが、或る英人の言ふところによれば、この第二版は、一八〇五年の第一版が賣れ残つたので、後に至つて前述のように表題だけを——詳しく言へば表題の頁だけを——換へて賣出されたのであるらしい。げにベーアの言ふ如く、『それ(第一版)は、トラファルガアの戦のあつたその年に出版された、(對外的に國民が熱狂してゐて)⁽⁶⁸⁾國內的には無關心であつたその眞只中に。』だから、最初、該書が全く衆目を惹かなかつたのは、無理もない。

66) Beer は前掲書 p. 127. に於て、Hall は Adam Smith, David Hume, Thomas Paine, 及び Godwin を讀んだといふ『明かな形跡』がある、と論じて居る。

67) 戸氏譯(前掲書 p. 369.) に據る。

68) 譯者挿入

然し乍ら第二に、『文明の諸影響』は英國の思想史に全く跡を留めなかつたのではない。それは、オウエン主義のジアナリストたりしかのデョウヂ・ミウディによつて注意せられ——George Mudie はオウエン主義の機關誌 The Economist (1820-1821, No. 4) に於て、ホールの書を評論した。併し今この雑誌を見ることが出来ないから、私はその内容に言及し得ない——、又既述の如く一八五〇年にはモルガンがフェニクス文庫の中に之を輯めたぐらひであるから、フォクスウエル教授の言はるゝ如く、『第十九世紀の第二の四半世紀に於ける社會運動の生血であつた所の、批評的社會主義の成立形成に寄與する所が頗る大であつたのである』併し私は、遺憾ながら、ホールの著作が『批判的社會主義の成立形成に寄與する所頗る大なりし』その證據を、今具體的に説述することが出来ない。それは後日の研究に之を譲ることとする。